

ハイライト:

- ・パート収入の金額に応じて、夫の所得控除額が変わります
- ・医療費の支出が増えた方は注意して下さい

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
家族の所得に注意	1
医療費控除額の計算	2

ご挨拶

今年の夏は夏らしい暑さが今ひとつで、海などのレジャーを楽しめずに終わられた方も多かったのではないのでしょうか。

第15号では、個人に関する税金について取り上げてみました。個人の所得の種類は所得税法上10もあり、区分して税額計算をしないといけないことをご存じでしたか。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・AFP・ITコーディネータ

中村元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



家族の所得に注意

奥様のパート収入が予想していたよりも多くなったため配偶者控除が受けられなくなった、または奥様の収入をよく知らなかったために適当に年末調整時に申告を行い、その結果後日税務署からお尋ねが来たというケースがあるようです。

< ケース1 >

A氏は妻のパート収入が95万円だったため、103万円以下だからいいやと思い、会社に年末調整時に提出する「配偶者特別控除申告書」で配偶者の収入を申告しませんでした。

このような場合、妻には確かに所得税はかかりません。しかしA氏は本当であれば配偶者控除38万円 + 配偶者特別控除8万円の合計46万円しか受けられないところ、妻の収入の申告をしていなかったため配偶者控除38万円 + 配偶者特別控除38万円の合計76万の控除を受ける結果となってしまいました。このため税金が少なく計算されてしまい、税金が追徴されてしまいます。

< 配偶者の収入によって税金は変わります！ >

妻のパート収入については、妻自身の所得について所得税及び住民税がかかるかどうか、夫に対して配偶者控除と配偶者特別控除が適用できるか否かが問題となります。

妻の収入が103万円以下であれば妻には所得税はかかりません。

妻のパート収入 = 給与所得の最低控除額は65万円です。従ってこの65万円に本人の基礎控除38万円を合計した103万円以下に収入を抑えると所得税はかかりません。**但し住民税では100万円を超えるとかかってくるので、金額の違いにご注意下さい。**

妻のパート収入が103万円以下であれば夫に対して配偶者控除 + 配偶者特別控除が適用されます。

妻のパート収入が103万円以下であれば、夫は配偶者控除及び配偶者特別控除の両方を受けることができます。103万円を超えると配偶者控除を受けることができなくなります。さらに141万円以上になると配偶者特別控除も受けることができなくなります。

パート収入が130万円を超えると、配偶者の社会保険の被扶養者に入らなくなります。

原則として社会保険の被扶養者とは、被保険者に生計を維持されている者とされており、この収入金額は130万円となっています。従ってパート収入が130万円を超えると被扶養者に入ることができなくなり、自分自身で社会保険料の負担を行うこととなります。

平成16年度からは、103万円(収入)以下の配偶者特別控除が無くなります。

来年の平成16年からは、今まで103万円以下であれば適用されていた配偶者特別控除が無くなります。従って妻のパート収入が103万円以下であって、15年と16年で同一であれば、16年の方が夫の税金負担が増えるということになります。

上記のように年末調整時に会社に提出する申告書に記載する妻の収入金額によって、夫自身の税金額が変わってくるようになります。後々税務署からのお尋ねを避けるためには、「夫婦間での収入の秘密はなし」というのがポイントといえるかもしれません。

ホームページもご覧下さい
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市浦和区

岸町7-9-19

電話 048(834)1598

Fax 048(834)1594

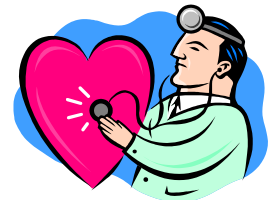
Email nakamura-
cpa@jcom.home.ne.jp

医療費控除額の計算

今年の4月から、被保険者自身の医療費の自己負担割合が2割から3割へとアップし、その負担の重さにびっくりというご家庭もあるのではないのでしょうか。今回はその出費を少しでも取り戻すことができる可能性のある「医療費控除」について解説します。

1年間に支払った医療費が10万円(原則)を超えた時に確定申告をすると既に支払った所得税から税金が戻ってきます(医薬品であれば市販薬も対象になります)。共働きの場合には、夫婦どちらでも申告可能ですが、基本的には所得の高い人が申告した方が還付金額も多くなります。なお、医療費を補填するための保険金や給付金を取得した場合には、その金額を支払った医療費から差し引きます。

ただし、傷病手当金や出産手当金(出産育児一時金ではありません)は、病気・けが・出産のために会社を休んだことによる賃金の補填を目的とするものですから、医療費から差し引く必要はありません。



医療費控除額 = 1年間に支払った医療費の総額 - 保険金等で補填される金額
- 10万円(原則)

最終的に還付される金額は、医療費控除額に所得税率を掛けて、さらに定率減税分の20%を差し引いた金額です。医療費控除額そのものが還付されるわけではありませんので、ご注意下さい。

使わなければそれにこしたことの無い医療費ですが、10万円を超えそうな場合には、今のうちから領収書を整理し、準備しておきましょう。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。